

## 二段階目の受験要件として実務経験を求めることについて

### 基本的考え方

- 就職浪人を抑制するためには、早い時期での合格を促すことが重要である。このため、早い時期に合格する者については、二段階目の受験要件として実務経験を求めない。早い時期に合格できない者については、先に実務経験を求め、実務経験を得られたら、二段階目を受験できることとする。

**案 1** : 若い年齢で合格する者については、二段階目の受験要件として実務経験を求めない。若い年齢での合格が難しい者については、先に実務経験を求め、実務経験を得られたら、二段階目を受験できる。

- 一段階目合格後、一定年齢以下の者は、実務経験なしに二段階目を受験できる。

(参考) 24歳以下の合格者は、25歳以上の合格者に比べ、内定率が高い。

既卒業の合格者全体	540人	(内定率61.5%)
23歳以下は	131人	(内定率74.0%)
24歳は	102人	(内定率78.4%)
25歳は	95人	(内定率62.1%)
26歳は	68人	(内定率57.4%)
27歳以上は	144人	(内定率45.3%)

- 一段階目合格後、一定年齢以上の者は、まず実務経験を取得し、その後二段階目を受験できる。

実務経験を経れば、一定期間（例えば10年間）、一段階目合格及び二段階目科目合格の権利を引き続き利用でき、残りの合格していない科目を受験できる。

なお、監査業界は若い年齢で合格した者を優先して採用すると考えられるため、一定年齢までに二段階目に合格できない者については、幅広い分野への就職活動を期待。

(問題点)

- ・ 年齢により受験要件に差を設けることが妥当か。
  - 現行制度においても、一定年齢以上の合格者であっても就職内定を得ている者がいるが、案1の制度では、こうした者は、実務経験を経なければ二段階目を受験できなくなる。  
(注) 25歳以上の浪人合格者(332人)であっても、内定が取れている者は115人いる。
- ・ 一定年齢を超えると、就職していても会計関連の実務経験がない者(例えば営業職しか経験がない者)は、会計関連業務への社内異動や転職をしないと、二段階目を受験できなくなる。

**案2** : 短い期間に一段階目と二段階目に合格する者については、二段階目の受験要件として実務経験を求めない。二段階目の合格に時間がかかる者については、先に実務経験を求め、実務経験を得られたら、二段階目を受験できる。

- 一段階目合格後、年齢にかかわらず、その翌年(又はその年)までは実務経験なしに二段階目を受験できる。

(参考) 翌年(又はその年)の合格者は、翌々年以降に合格した者に比べ、内定率が高い。

既卒業の合格者全体	539人中	(内定率61.6%)
当年合格は	166人	(内定率74.7%)
翌年合格は	232人	(内定率67.7%)
翌々年合格は	97人	(内定率39.2%)
翌々々年以降合格は	44人	(内定率29.5%)

- 一段階目合格の翌年(又はその年)までに二段階目に合格できない場合にも、次の二つの選択肢がある。
  - ①実務経験を経れば、一定期間(例えば10年間)、一段階目合格及び二段階目科目合格の権利を引き続き利用でき、残りの合格していない科目を受験できる。

なお、監査業界は短期間に一段階目と二段階目に合格した者を優先して採用すると考えられるため、一段階目合格後、短期間に二段階目まで合格できない者は、幅広い分野への就職活動を期待。

②実務経験を経ずに、再び一段階目から受験できる。

ただし、その場合には、

- ・ 一段階目合格及び二段階目科目合格の権利を放棄しなければならないこと、
- ・ 年齢が高くなると合格しても就職が難しくなることを十分に周知することにより、再び一段階目から受験する者がある程度抑制されることを期待。

(問題点)

- ・ 監査業界への就職に固執する者が上記②を選択し、就職浪人が出ることは回避できない。